

谷地沢地域森林共同施業モデル団地協定書

(森林整備推進協定)

東北森林管理局由利森林管理署、由利本荘市、独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター秋田水源林整備事務所、本荘由利森林組合及び子吉川流域林業活性化センターは、次のとおり協定を締結し、信義にしたがって誠実にこれを履行する。

(名称及び目的)

第1条 本協定は、協定者が連携して、民有林と国有林にわたる計画的な森林整備を進めるため「谷地沢地域森林共同施業モデル団地」（以下「モデル団地」という。）を設定し、モデル団地における森林の持つ多面的機能の高度な発揮を促すとともに、低コストによる森林資源の搬出・利用等を促すことにより、地域における森林・林業の活性化に資することを目的とする。

(モデル団地の区域及び面積)

第2条 本協定の対象となる区域は、別添「モデル団地位置図」に示す秋田県由利本荘市矢島町谷地沢地域の民有林（133.68 ha）及び木境国有林1074林班外（126.36 ha）の森林（面積260.04 ha）とする。

(事業内容及び実施計画)

第3条 本協定に基づき、モデル団地において行う事業は、路網整備と間伐の実施を主とし、森林整備によって発生する間伐材は積極的に搬出・利用を行うものとする。

また、作業の実施に当たり、別紙のとおり「谷地沢地域森林整備実施計画（以下「実施計画」という。）」を定めることとする。

2 実施計画には、次に掲げる事項を定める。

- (1) 森林整備の目標に関する事項
- (2) 森林施業の集約化に関する事項
- (3) 森林施業の方法に関する事項
- (4) 森林整備を行う区域及び面積
- (5) 事業計画（年次別、所管別、事業区分別）
- (6) その他必要な事項

3 協定者は、各年度の整備状況について確認するものとする。

(事業の実行)

第4条 協定者は、予算の範囲において年度別事業計画に基づき事業を行うものとする。

(路網の開設及び維持管理等に関する事項)

第5条 路網の開設は、原則として協定者がそれぞれの所有林につき行うこととし、効率的かつ計画的な森林施業の推進、高性能林業機械による作業システムを考慮した路網とする。開設後は適切な維持管理を行うものとする。

2 協定者が発注した路網整備や森林整備事業に伴い、請負者が路網を使用する場合は、路網の管理者が良好な管理を行うものとする。

ただし、通行する作業者が原因となる毀損等が発生した場合は、原因者が原形に復旧するものとする。

なお、自然災害による毀損等については、この限りではないものとする。

3 森林整備協定期間中に路網を廃止する場合や路網の権利を第三者に譲渡する場合は、協定者間で協議するものとする。

(協定の有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から平成28年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了に当たっては、協定者間で協議を行い有効期間を5年間延長できるものとする。その際、延長した5年分の実施計画を新たに定めることとする。

(協定の変更又は廃止)

第7条 本協定に関して特別な事情が生じたときは、協定者間の協議の上、協定を変更又は廃止することができるものとする。

(協定内容の承継要請)

第8条 本協定の締結以後、モデル団地の森林所有者に異動等が生じる場合は、異動等に関わる協定者は本協定内容の説明を次期森林所有者に行い、協定内容が承継されるよう努めるものとする。

(その他)

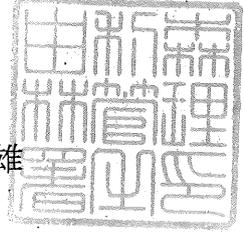
第9条 本協定の運営に関し不明な事項又は本協定に定めのない事項については、協定者間の協議により定めるものとする。

本協定を証するため、協定者が記名、押印のうえ、各1通を保管するものとする。

平成24年6月29日

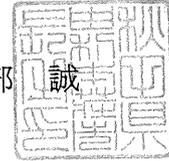
秋田県由利本荘市水林439
東北森林管理局
由利森林管理署長

須藤 文雄



秋田県由利本荘市尾崎17
由利本荘市長

長谷部



秋田県秋田市川元山下町8-28
独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター
秋田水源林整備事務所長

荒家



秋田県由利本荘市水林381
本荘由利森林組合
代表理事組合長

小松 佳和



秋田県由利本荘市水林381
子吉川流域林業活性化センター
会長

長谷部



谷地沢地域森林整備実施計画書

谷地沢地域森林共同施業モデル団地協定書第3条に基づき、次のとおり実施計画を定める。

1 森林整備の目標に関する事項

本森林整備を行う森林は水源かん養機能を重視する森林であることから、雨水の浸透や保水能力の高い森林土壌の維持並びに根系や下層植生の良好な発達が確保され、立木の生長が旺盛な森林に誘導するため、間伐を主体とした森林整備を行うとともに、高性能林業機械による効率的な作業システムを考慮した作業道の開発等低コストで森林整備を行うことを目標とする。

なお、実施にあたっては、民有林と国有林の連携による集約化施業の推進のため、先進事例調査や研修、及び現地検討会を開催することにより、今後における集約化施業プランを策定することを目標とする。

2 森林施業の集約化に関する事項

間伐の実施箇所や発注時期等は協定者間で調整を図り、可能な限り集約化を図るものとする。

3 森林施業の方法に関する事項

(1) 間伐等の実施方法

① 間伐は林分の健全化、林木の形質の向上等を図ることを目的として、林木の競合状況等に応じて実施する。

② 間伐率については、現実実態に応じて決定する。

(2) 間伐材の搬出方法

間伐材の利用促進の観点から、民有林と国有林が連携して利用可能な間伐を低コストで搬出できる現地に適合した作業システムの検討及び導入を推進する。

4 森林整備を行う区域及び面積

(1) 区域

森林整備を行う森林の区域は、由利本荘市矢島町谷地沢地域の民有林と木境国有林1074林班外の森林とし、別図（事業図）に示す森林共同施業モデル団地の区域とする。

(2) 面積

施業団地の本協定期間内における森林整備面積は、57.79 ha とする。

5 事業計画
〔全体計画〕

森林所有者等	林小班名	面積 (ha)	数量 (m ³)	作業種	路網距離 (m)
由利森林管理署	1074 ち 外	28.08	3,885	間伐	1,160
由利本荘市	55-20 外	14.71	1,400	間伐	1,000
秋田水源林整備事務所	水源林分 収造林地 2.0.1号	15.00	750	間伐	500
計		57.79	6,035		2,660

〔年度別計画〕

森林所有者等	事業区分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
由利森林管理署	林業専用 道整備 (m)	1,160			
	間伐面積 (ha)			28.08	
	間伐数量 (m ³)			3,885	
由利本荘市	林業専用 道整備 (m)	500	500		
	間伐面積 (ha)			7.51	7.20
	間伐数量			725	675

	(m ³)				
秋田水源林整備事務所	森林作業 道整備 (m)		500		
	間伐面積 (ha)		5.00	5.00	5.00
	間伐数量 (m ³)		250	250	250

6 その他必要な事項

上記計画を効果的・効率的に推進する観点から、下記について協定者間で協議の上、現地検討会を開催するものとする。

- (1) 低コストで安全な作業が期待できる間伐の推進
- (2) 生物多様性や林況等を考慮した伐採計画 (広葉樹の取り扱いなど)
- (3) 低質材(これまでの林地残材)を搬出し、チップや木質バイオマスの原料として販売
- (4) 高性能林業機械による作業システムを考慮した作業道の開設
- (5) 林地を考慮した森林整備の方向性の検討

谷地沢地域森林共同施業モデル団地協定書に係る覚書

1 路網作設等に係る土地の利用について

本協定に基づき、由利本荘市及び独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター秋田水源林整備事務所がモデル施業団地内において林業専用道及び森林作業道を作設する際、地形等の条件からやむを得ず国有林に林業専用道及び森林作業道敷がかかる場合は、協定者間の相互利用の観点からその部分の土地利用は無償貸付とする。

2 路網の利用について

協定者及び協定者が発注した事業の請負者が、協定者それぞれが所有する林業専用道、森林作業道を利用する場合、料金は相互に無料とする。

ただし、他の者の通行を完全に遮断するなど路網を占有する場合はこの限りでない。

3 林業専用道及び森林作業道作設に係る支障木の取扱いについて

上記1の場合で、支障木が発生した場合は、「林道の開設又は改良に伴う支障木の取扱いについて」(昭和51年2月26日付け51林野管第53号)によるものとする。

なお、これに伴う支障木の処理については、国有林が実行する林道工事等における支障木処理に関する諸規定に基づくものとし、具体的な処理方法については、協定者が事前に協議の上決定する。

平成24年6月29日

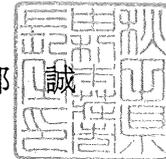
秋田県由利本荘市水林439
東北森林管理局
由利森林管理署長

須藤 文雄



秋田県由利本荘市尾崎17
由利本荘市長

長谷 部



秋田県秋田市川元山下町8-28
独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター
秋田水源林整備事務所長

荒家 武

